

皆様には、お健やかに平成25年の新春を迎えたことを心からお慶び申し上げます。藤野理事長をはじめ大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より本府環境衛生行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府では、平成23年3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」に基づき、大阪府では、平成23年からお慶び申し上げます。

皆様には、お健やかに平成25年の新春を迎えたことを心からお慶び申し上げます。藤野理事長をはじめ大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より本府環境衛生行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様には、お健やかに平成25年の新春を迎えたことを心からお慶び申し上げます。藤野理事長をはじめ大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より本府環境衛生行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。



新年を迎え

大阪府健康医療部環境衛生課長

新年あけましておめでとうございます。昨年は大阪府衛生管理協同組合の運営及び活動に対しまして、ご指導・ご鞭撻を賜り誠に有り難うございました。

昨年は大阪府衛生管理協同組合の運営及び活動に対しまして、ご指導・ご鞭撻を賜り誠に有り難うございました。

昨年は大阪府衛生管理協同組合の運営及び活動に対しまして、ご指導・ご鞭撻を賜り誠に有り難うございました。

昨年は大阪府衛生管理協同組合の運営及び活動に対しまして、ご指導・ご鞭撻を賜り誠に有り難うございました。



新年のごあいさつ

大阪府衛生管理協同組合理事長 藤野 静男



発行所
大阪府衛生管理協同組合
編集事務局・広報部
〒556-0011 大阪市浪速区
難波中2丁目7-25
TEL 06-6633-2460
FAX 06-6633-1652

も復活を果たし日本経済の再生に舵を切りました。長らくデフレ不況に苦しむ日本経済が復活し、国民が自信と矜持を取り戻せることを願う次第です。

浄化槽業界は十年前には行き不安の業界でした。下水道の普及率と共に浄化槽数は減少することが宿命だと理解していました。ところが、ここ数年は浄化槽が生活排水処理手法の一つとして見直されてきました。市町村設置型自立鉄塔世界一のスカイツリ

ー竣工や山中教授のノーベル賞受賞では技術立国を標榜する我が国に勇気と希望をもたらしました。

平成25年の干支は癸巳(みどりのとみ)になります。古来より巳すなわち蛇は神の使いとされ、脱皮を繰り返すことから「復活と再生」の象徴とされたそうです。安倍総理

も復活を果たし日本経済の再生に舵を切りました。長らくデフレ不況に苦しむ日本経済が復活し、国民が自信と矜持を取り戻せることを願う次第です。

浄化槽業界は十年前には行き不安の業界でした。下水道の普及率と共に浄化槽数は減少することが宿命だと理解していました。ところが、

ここ数年は浄化槽が生活排水処理手法の一つとして見直されてきました。市町村設置型自立鉄塔世界一のスカイツリ

ー竣工や山中教授のノーベル

賞受賞では技術立国を標榜す

る我が国に勇気と希望をもた

らしました。

平成25年の干支は癸巳(みどりのとみ)になります。古

来より巳すなわち蛇は神の使

いとされ、脱皮を繰り返すこ

とから「復活と再生」の象徴

とされたそうです。安倍総理

も復活を果たし日本経済の再

生に舵を切りました。長らく

デフレ不況に苦しむ日本経済

が復活し、国民が自信と矜持

を取り戻せることを願う次第

です。

浄化槽業界は十年前には先

行不安の業界でした。下水

道の普及率と共に浄化槽数は

減少することが宿命だと理解

していました。ところが、

ここ数年は浄化槽が生活排水

処理手法の一つとして見直さ

れてきました。市町村設置型

自立鉄塔世界一のスカイツリ

ー竣工や山中教授のノーベル

賞受賞では技術立国を標榜す

る我が国に勇気と希望をもた

らしました。

平成25年の干支は癸巳(みどりのとみ)になります。古

来より巳すなわち蛇は神の使

いとされ、脱皮を繰り返すこ

とから「復活と再生」の象徴

とされたそうです。安倍総理

も復活を果たし日本経済の再

生に舵を切りました。長らく

デフレ不況に苦しむ日本経済

が復活し、国民が自信と矜持

を取り戻せることを願う次第

です。

浄化槽業界は十年前には先

行不安の業界でした。下水

道の普及率と共に浄化槽数は

減少することが宿命だと理解

していました。ところが、

ここ数年は浄化槽が生活排水

処理手法の一つとして見直さ

れてきました。市町村設置型

自立鉄塔世界一のスカイツリ

ー竣工や山中教授のノーベル

賞受賞では技術立国を標榜す

る我が国に勇気と希望をもた

らしました。

平成25年の干支は癸巳(みどりのとみ)になります。古

来より巳すなわち蛇は神の使

いとされ、脱皮を繰り返すこ

とから「復活と再生」の象徴

とされたそうです。安倍総理

も復活を果たし日本経済の再

生に舵を切りました。長らく

デフレ不況に苦しむ日本経済

が復活し、国民が自信と矜持

を取り戻せることを願う次第

です。

浄化槽業界は十年前には先

行不安の業界でした。下水

道の普及率と共に浄化槽数は

減少することが宿命だと理解

していました。ところが、

ここ数年は浄化槽が生活排水

処理手法の一つとして見直さ

れてきました。市町村設置型

自立鉄塔世界一のスカイツリ

ー竣工や山中教授のノーベル

賞受賞では技術立国を標榜す

る我が国に勇気と希望をもた

らしました。

平成25年の干支は癸巳(みどりのとみ)になります。古

来より巳すなわち蛇は神の使

いとされ、脱皮を繰り返すこ

とから「復活と再生」の象徴

とされたそうです。安倍総理

も復活を果たし日本経済の再

生に舵を切りました。長らく

デフレ不況に苦しむ日本経済

が復活し、国民が自信と矜持

を取り戻せることを願う次第

です。

浄化槽業界は十年前には先

行不安の業界でした。下水

道の普及率と共に浄化槽数は

減少することが宿命だと理解

していました。ところが、

ここ数年は浄化槽が生活排水

処理手法の一つとして見直さ

れてきました。市町村設置型

自立鉄塔世界一のスカイツリ

ー竣工や山中教授のノーベル

賞受賞では技術立国を標榜す

る我が国に勇気と希望をもた

らしました。

平成25年の干支は癸巳(みどりのとみ)になります。古

来より巳すなわち蛇は神の使

いとされ、脱皮を繰り返すこ

とから「復活と再生」の象徴

とされたそうです。安倍総理

も復活を果たし日本経済の再

生に舵を切りました。長らく

デフレ不況に苦しむ日本経済

が復活し、国民が自信と矜持

を取り戻せることを願う次第

です。

浄化槽業界は十年前には先

行不安の業界でした。下水

道の普及率と共に浄化槽数は

減少することが宿命だと理解

していました。ところが、

ここ数年は浄化槽が生活排水

処理手法の一つとして見直さ

れてきました。市町村設置型

自立鉄塔世界一のスカイツリ

ー竣工や山中教授のノーベル

賞受賞では技術立国を標榜す

る我が国に勇気と希望をもた

らしました。

平成25年の干支は癸巳(みどりのとみ)になります。古

来より巳すなわち蛇は神の使

いとされ、脱皮を繰り返すこ

とから「復活と再生」の象徴

とされたそうです。安倍総理

も復活を果たし日本経済の再

生に舵を切りました。長らく

デフレ不況に苦しむ日本経済

が復活し、国民が自信と矜持

を取り戻せることを願う次第

です。

浄化槽業界は十年前には先

行不安の業界でした。下水

道の普及率と共に浄化槽数は

減少することが宿命だと理解

していました。ところが、

ここ数年は浄化槽が生活排水

処理手法の一つとして見直さ

れてきました。市町村設置型

自立鉄塔世界一のスカイツリ

ー竣工や山中教授のノーベル

賞受賞では技術立国を標榜す

る我が国に勇気と希望をもた

大阪府暴力団排除条例についての講習会要録

講師：はばたき総合法律事務所弁護士森川憲一氏

日時：二〇一二年六月二〇日(水)定例理事会において
場所：大阪府衛生管理協同組合会議室

第一 暴力団排除条例の概要

本題に入りまして、暴力団排除条例とはどういうものか？

ということをご説明させて戴きたいと思います。この暴力団排除条例がどういう経緯、流れで出来てきたのか、条例として、暴力団の排除を規定した最初は、平成16年に、広島県と広島市が、公営住宅入居資格について、「本人とその同居親族が暴力団対策法に規定する暴力団員でないこと」と条例で定めたのが一番最初と言われております。

その後、平成21年になって、東京都豊島区において、不動産の取引に関し暴力団の排除を規定した生活安全条例を行されました。

更に、平成21年7月に佐賀県で暴力団組事務所の開設について、不動産所有者が暴力団に対して賃貸契約を拒否や解除ができる旨規定した佐賀県暴力団事務所等の開設に関する条例が施行。条例名に暴力団を利用した都道府県条例の最初とされる。更には、平成22年4月22日に福岡県で、暴力団の威力を利用する事業契約の禁止、暴力団の公共工事妨害排除、暴力団から危害を加えられる恐れがある者の保護、暴力団を排除するための民事訴訟支援などについて総合的な規定が制定された全国初の暴力団排除条例が施行。その後、どんどん他の都道

府県でも制定の動きが広がり、平成23年10月1日に東京都及び沖縄県で同種の条例が施行され、これによって全都道府県で暴力団排除条例が施行されたと云う流れのようです。これまでの暴力団に対する法規制で言いますと、暴力団対策法と云うものが唯一、こう云うものとしてあります。その中では暴力団の威力を利用することはいけないと云う事は規定されておったんですけども、暴力団との関係の遮断については、何にも規定はございませんでした。

そう云つた中で、岡山県のホテルで、ある結婚式の申込式の申込、これは結構な事と思って、受け付けたところ、実はそれが暴力団の副組長のお嬢さんの結婚式だった。それで、慌ててホテルの方が契約を解除するとは何事だと裁判まで起つて、最終的には裁判所がホテル側の解除を認めましたが、そもそもそういう事が、ずつと懸案になつて居つたようです。そう云つた事から、皆様に

なつて居つたようですが、その後、どんなん他の都道府県で暴力団との関係を遮断して下さいね、

そこで、条例自体を見て行きますと、第7章プラス付則5条の趣旨としてそう云う事を期待しているんだと云うような記載にはなつてます。

そこでは、公共工事からの暴力団の排除と、更には第5章不動産の譲渡等に関する措置、いわゆる組事務所に利用される恐れがある賃貸借をしてはいけない、ないしは不動産の売買をしてはいけない、その様な主としては、2章と5章

と定めるものとして、暴力団排除条例が制定されたと言われております。

ただ、此れも個人情報保護法と似た所が在るのかも知れませんが、非常に曖昧で、拡大解釈のされやすい法律です。勿論これもお話させて戴きましたけれど、実は国の法律としては作ることが出来なかつた。

余りにも漠然として、且つ、拡大解釈される恐れがある為に、国の法律とすると、色んな所のチェックが入りすぎる。その結果法律としては、とても制定出来ないとして、各都道府県、より、少しだけ出来るように、各事業所は、

ですが、皆さまとの関係で言いますと、第3章、暴力団員等に利益の供与することの禁止等で14、15、16条のたたかでもしれませんけれど、3条かともしれませんけれど、規定されている、此処が一番関係が深いのかなと云う風に思ひます。

そこで、大阪府の条例について、もう少し条文に入つて行こうと思うんですが、先程言いました、14、15、16条を見ていますと、先ず暴力団の威力を利用する目的による、又は暴力団の威力を利用したことに関する利益の供与、については禁止されています。これは暴力条例14条の1項に禁止されています。それから、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになる相当の対償のない利益の供与、これは14条の2項に禁止されています。それから、暴力団の活動を助長し、又は暴力団に対する反対に暴力団員に対しての規制になつた場合に、経済取引をスムーズに中止する為に、「企業が反社会的勢力から被害を防ぐ為の指針」と云うものが定められています。暴力団関係企業等であるとが暴力団であるか否かを確認する義務は課していません。条例制定前から企業の取引先が暴力団であるか否かを確認する義務は課していません。つまり、暴力団関係企業等であるとが暴力団であるか否かを確認する為に、暴力団と相手にしてはいけないと云う形で規定されている。更に21条、22条辺りになつてきますが、そういう形で規制が出てきましたが、それが此の条例5条2項に規定されています。暴力団と一切の関係を持たないよう努められる為に、暴力団と呼ばれるらしいですけれど、暴力団等反社会的勢力である事を知った場合は契約を解除して、相手方を当該取引から排除出

なんですか？ 事を行なう事業者に対して④勧告、これは暴力団排除条例に違反しますよと云う勧告をする。更には、⑤都道府県のホームページ等で公表する、と云うような定めが設けられています。この6つのものがあります。実は、私が去年秋に話した京都府の暴排条例には、④の

第一 大阪府暴力団排除条例

そこでいよいよ大阪府の暴力団排除条例の中に入っていますが、大阪府の暴力団排除条例は平成23年4月1日に施行された全25条からなる条文で、一応①から⑥までの規定は備えています。但し、一般業者に対する罰則規定はございません。また、利用時に於ける措置として契約解除の解除条項を入れなさい。相手方が暴力団だった時に契約を解除する文言を入れる、その文言を明文の規定はございません。また、利用時に於ける措置として契約解除の解除条項を入れなさい。

そこで、大阪府の条例について、もう少し条文に入つて行こうと思うんですが、先程

言いました、14、15、16条を見ていますと、先ず暴力団の威力を利用する目的による、又は暴力団の威力を利用したことに関する利益の供与、については禁止されています。これは暴力条例14条の1項に禁止されています。それから、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになる相当の対償のない利益の供与、これは14条の2項に禁止されています。それから、暴力団の活動を助長し、又は暴力団に対する反対に暴力団員に対しての規制になつた場合に、経済取引をスムーズに中止する為に、「企業が反社会的勢力から被害を防ぐ為の指針」と云うものが定められています。暴力団関係企業等であるとが暴力団であるか否かを確認する義務は課していません。つまり、暴力団関係企業等であるとが暴力団であるか否かを確認する為に、暴力団と相手にしてはいけないと云う形で規定されている。更に21条、22条辺りになつてきますが、そういう形で規制が出てきましたが、それが此の条例5条2項に規定されています。暴力団と一切の関係を持たないよう努められる為に、暴力団と呼ばれるらしいですけれど、暴力団等反社会的勢力である事を知った場合は契約を解除して、相手方を当該取引から排除出

平成22年1月1日付け組合ニュースでも申しあげました「地域特性」と、いうこと。その地域特性とは、下水道整備が儘ならない地域においての浄化槽による整備も地域特性なら、下水道整備の着手時期が早かった地域、下水道整備を選ばざるを得なかつたこ



法定（浄化槽法第11条）検査があることに変わりはありません。せん。

最近、思います。

浄化槽は下水道が儘ならぬ地域においての浄化槽、浄化槽維持管理は11条検査の受検率、片寄りが気になるのは私だけでしようか…

平成25年の干支は「巳（み）歳」、巳の意味は、植物に種

のものつ「起る、始まる、定まる」の意味に当てはめて行きたいのです。

最後になりましたが、皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。また、青年部の皆様方には活動が儘ならずお許しください。

7条と11条検査の合合わせて一
三、一二八件を8名の検査員
で実施されており、検査員1
人当りの検査基數は一、六四
二基／（人・年）となり、その
割合で算定すると、すべての
浄化槽を検査するには約90名
の検査員を増員する必要が生
じると、分析されています。

新年あけましておめでとうございます

大阪府衛生管理協同組合青年部委員長

金澤一也

ですが「その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与を禁止」が第14条第3項に定められています。通常、皆さんの会社の場合で利益供与と云うと、株主総会で総会屋に対する利益供与、どちらかと云うと無償の供与を考える。通常の取引の時には、あまり利益供与と云うのは考えられない。例えば、

来る旨を記して、損害賠償の義務を負わないものを規定した条項を、契約書にはこれから盛込んで下さいねと云うのが要請と云う形で盛込まれて

会社の株主の中に文房具屋さんがいて、そこから普通に文房具を買った。これが利益供与ですかというと、普通は思わないんですが、そういうたつた一般取引についても、この暴排条例では、利益の供与に当たる場合があるというのが非常に問題です。

見ていくと、おおよそ、この8つの事例が挙げられています。

それで、今までにどういった事例で適用・勧告されたかというと、これも大阪府警のホームページに公表があります。して、今先程申し上げた事例とほぼ重なるのですが、そう云ったところで、心配される所があれば、相談いただければと思います。

けれど、関係はなるべく絶つて貰つた方がいいんやけれど。ただ、ごみが積み残されると臭いがして困るねとそこは非常に曖昧な話だつたんですけど。

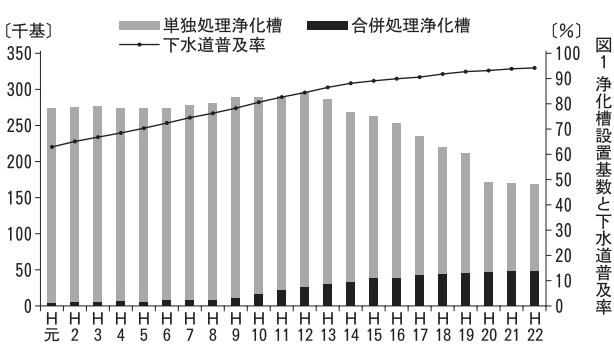
此の条例は結局、暴力団との関係を断つという事を目的としているんで、今後そう云う事も問題になってくると思ひます。取敢えずそういうことで、以上です。

- 府域の現状について
平成22年度末における府域の下水道普及率は、94%と全実情に適した11条検査制度について検討をいただき、府域においても10人槽以下を対象とした効率化検査を導入することが必要であるとの報告があつたので、その概要を紹介します。

11条検査への効率化検査の導入について

はじめに

■現状に適した



■現状に適した 11条検査について

これらの現状を踏まえ、11
条検査制度の検討にあたって
は、すべての浄化槽を対象と
すべきであるが、全国の受検
率が30%であることや府域の
受検率が6.5%であることを考
えると、当面50%程度を目標
とする。

また、府域においては、①
検査機関では直ちには検査員
の増員が行い難い状況にある
こと、②業界の事情等から一
括契約を実施するのも困難な
状況にあるが、効率化検査に
ついては、府域での実施が可

■おわりに

今後、効率化検査の来年度実施に向け、仕組みや各種規定作りに取り組んでまいりますので、浄化槽の管理者と接する貴組合の皆様方にも、ご協力いただくようお願いいたします。

定期開催の報告書

平成24年1月18日

浄化槽清掃マニアル及び映像化について||発議から3年ぐらい経過したので、今後の方向を決めたい。清掃の仕方について浄化槽の構造を知った上で、一定のレベル以上の技術を維持出来る基本的な方法が必要である。誰かがではなく全員参加で取り組みたいのでよろしくお願ひしたい。

現場で携わっている人に映像を使って分かりやすく説明できるようにするため、現地で撮影し映像(DVD)を作成する。1月24日に(財)日本環境整備教育センター仁木先生、(社)府環境水質指導協会山本先生、府環境衛生課上澤総括を招き教育センターの既存映像を見ながら統制涉外委員会のメンバーで準備検討会を予定。色々な意見在り

- ・全部より、型別(タイプ)に分類したらどうか。→3タブ
- ・清掃の難しい浄化槽も取り上げる。→ディスボーザー型
- ・出来るだけ早く実現の努力をする。
- その他意見交換あり

市町村設置型浄化槽の基準清掃料金の検討が必要ではないか。

行政の随意契約で組合が窓口になる場合。

平成24年2月15日

(1)理事構成の見直しについて

去年から宿題になつておらず、よい案があればだしてほしいとお願いしていた。

提案: 泉南地域の下水道整備の遅れている地域に今後は市町村設置型浄化槽が増加すると思われ、活動強化のため理事を増員したらどうか。

審議結果: 現状の変更なし。

(関連意見) 泉南地区は現在4名の理事で、市ごとのまとまりがあり、今までよいとの意見あり。なお、北摂地区は地理的に範囲が広いが、支部役員の適切な対応に負うところが多く今後増員の希望あり。大阪地区では現状3理事の定数を望むとのこと。

(2)市町村設置型の清掃料金について||府市の補助が出ていた個人設置型は平成4年度に和泉市をはじめ12市町村で実施された。市町村設置型は平成17年度に富田林市で始まり、河内長野、大東、枚方の4市で行われている。平成24年度は高槻、茨木両市、25年度柏原市で実施予定。

組合に問合せがあれば、対応すべく清掃料金を決めておきたい。

審議: 現在、施主との個人契約が低いといわれている。市町村設置型では当然、競争入札か随意契約である。

色々と府下現状を検討し結論を得た。

結論: 現状の料金は適正な価格である。(地域特性による)

(3)浄化槽清掃マニアル編集について||1月24日(財)日本環境整備教育センター仁木及び先生を招き統制涉外委員会を

開催し、具体的に大臣認定の主な10種類程度を検討した。

2月3日に統制涉外委員会を再度開催し、10種類について更に検討を加え3種類を現場にて清掃作業の映像化を行い、他に3種類を既存のCGを使い作成する方針をきめた。

その際メーカーや教育センターに既存資料の提供を依頼する。以上を審議了解した。

・(社)大阪府環境水質指導協会の正副会長会議と第255回理事会報告があつた。

・大阪市の中浜流注場の清掃に関する技術的な問題の件。清掃は2月23日(木)。受入槽のゴミやビニール等の混入が多く、搬入先の砂洗場での処置も考えた新しい清掃方法を皆で検討中である。

(4)青年部報告||府教育委員会と高校の汚泥引き抜きについて2月15日に今後について話し合いを行つた。

平成24年7月18日

(1)府下浄化槽・清掃・管理実態調査の件||実態調査を実施することで承認された。

(2)浄化槽清掃の映像化について||清掃DVD作成につき、公益財団法人 日本環境整備教育センターと交渉の経過報告があつた。

平成24年11月21日

(1)大阪府清掃事業連合会研修報告||平成24年9月3日付で周知し、当組合は同じ一般廃棄物を取り扱う事業者として研修会を開催した。参加者は261名。組合は15名と事務局が参加。来賓は衆議院議員2、前職4名。挨拶は大前國三井会長。基調講演「一般廃棄物処理に関する環境省の取り組みについて」と題する環境省近畿地方環境事務所長馬場康弘氏。つづいて全国清掃事業連合会専務理事山田勇氏の「公共サービスとしての形一般廃棄物処理業の在り方」についての講演なされた。

(2)大阪府環境水質指導協会研修会について||日時: 平成24年11月5日(月)午後1時30分から4時30分、場所: 公益財團法人堺市産業振興センター(旧じばんなん大阪)、開会挨拶は府環境水質指導協会辻精一郎氏、来賓挨拶府健康医療

組合と共に今年も研修会を平成24年10月9日開催予定。場所はエル・大阪「南ホール」5F。なお、後援は大阪府と一般社団法人全国清掃事業連合会(三井崇裕会長)。

(3)大阪府環境水質指導協会第258回理事会報告について平成24年9月11日(火)午後2時から堺商工会議所で開催。内容は、第39回通常総会は平成25年6月11日(火)堺商工会議所で開催予定。浄化槽技術研修会は平成24年11月5日(月)堺市産業振興センターで開催予定。11条検査に採水員制度導入を検討し、その際効率化検査について言及があつた。

平成24年11月21日

(1)大阪府清掃事業連合会研修報告||平成24年9月3日付で周知し、当組合は同じ一般廃棄物を取り扱う事業者として研修会を開催した。参加者は261名。組合は15名と事務局が参加。来賓は衆議院議員2、前職4名。挨拶は大前國三井会長。基調講演「一般廃棄物処理に関する環境省の取り組みについて」と題する環境省近畿地方環境事務所長馬場康弘氏。つづいて全国清掃事業連合会専務理事山田勇氏の「公共サービスとしての形一般廃棄物処理業の在り方」についての講演なされた。

(2)大阪府環境水質指導協会研修会について||日時: 平成24年11月5日(月)午後1時30分から4時30分、場所: 公益財團法人堺市産業振興センター(旧じばんなん大阪)、開会挨拶は府環境水質指導協会辻精一郎氏、来賓挨拶府健康医療

演を戴いた。詳しく述べ、組合ニユース夏期号に掲載予定。

(2)暴力団排除条例等について

ニユース正月号に掲載予定。

・(社)大阪府環境水質指導協会の概要、大阪府暴力団排除条例について、講演を戴きました。詳しく述べ、組合ニユース正月号に掲載予定。

(3)11条検査について、府環境衛生課木村補佐||環境省より依頼され、大阪府として11条検査受検率向上に努力するので、協力を要請された。

(4)浄化槽清掃の映像化について||清掃DVD作成につき、公認財団法人 日本環境整備教育センターと交渉の経過報告があつた。

平成24年4月25日

(1)府下浄化槽・清掃・管理実態調査の件||実態調査を実施することを承認された。

(2)浄化槽清掃の映像化について||清掃DVD作成につき、公認財団法人 日本環境整備教育センターと交渉の経過報告があつた。

平成24年4月25日

(1)平成23年度決算報告及び平成24年度予算案の件||顧問の脇田税理士より資料に基づき、平成23年度収支決算報告、平成24年度予算案の説明を行う、収支決算報告及び予算案が承認される。

(2)通常総会について||当組合の通常総会は、5月16日(木)午後1時から12時、場所は大阪市環境局ルシアスビル12F第3会議室で行われ、大阪市は阿多博文(弁護士)、長谷川直樹(公認会計士)、安原徹(公認会計士)、山形康朗(弁護士)3会議室で行われ、大阪市は3会議室で行われ、大阪市は

(3)大阪市マーケット・サウンドティング(市場調査)について||実施日は24年11月1日(木)11時から12時、場所は大阪市環境局ルシアスビル12F第3会議室で行われ、大阪市は3会議室で行われ、大阪市は

(3)大阪市マーケット・サウンドティング(市場調査)について||実施日は24年11月1日(木)11時から12時、場所は大阪市環境局ルシアスビル12F第3会議室で行われ、大阪市は3会議室で行われ、大阪市は

正規又は非正規で雇用になる。災害時等の緊急対応は、当組合は既に大阪府と「災害時団体救援協定」を平成16年8月に締結している。

(3)提案頂いた事業の実現するための条件については、廃棄物法6条2及び同施行令4条5項の「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」による値段競争でない発注や廃棄物6条の一般廃棄物基本計画、同毎年の実施計画により現状に合った策定をすることを要望する。その後、市外部委員4名との質疑が15行数、文字数を変更することにより読みやすくなる。

(4)組合ニユース新年号について||「字が小さくて読みにくい」との意見があつたので、今回紙面を9段から7段にし、行数、文字数を変更することにより読みやすくした。

(5)株丸岡社長丸岡慶治氏の黄綬褒章受章祝いの件||御祝金を贈り、組合ニユースに掲載することを決定。